

# 「接続料の算定に関する研究会」 第一次報告書（案）について

平成 29 年 7 月 7 日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

料金サービス課 課長補佐 柳迫 泰宏

# 目次

- 第1章 「接続料の算定に関する研究会」について..... 2
- 第2章 本研究会の検討の背景..... 5
- 第3章 第一次報告書(案)のポイント..... 14
  - 1. POIの増設とNGNの県間用通信設備の扱い..... 15
  - 2. NGNの接続機能の見直し..... 16
  - 3. NGNのネットワーク管理..... 17
  - 4. 報酬額の算定方法の見直し..... 19
  - 5. 網終端装置の増設基準..... 20
  - 6. コロケーション及びその代替措置..... 26
- 第4章 今後のスケジュール..... 33

# 第1章 「接続料の算定に関する研究会」について

## 趣旨

今後、我が国の基幹的な固定通信網が、PSTNからIP網へ移行していくことが予定されており、IP網同士の接続条件がこれからの電気通信事業における競争基盤となる。したがって、多様なサービスを円滑に提供可能な環境を整備するため、主に以下の検討項目について検討を行う、「接続料の算定に関する研究会」を開催する。

## 主な検討項目

- 1 接続料の算定方法について
- 2 NGNの優先パケットの扱いについて
- 3 NGNの県間伝送路のルールについて
- 4 コロケーションルール及びその代替措置について
- 5 接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)について
- 6 その他

## 開催スケジュール

平成29年3月～同年秋に取りまとめ

## 構成員・オブザーバー

### 【構成員】

座長	辻 正次	大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授
座長代理	相田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
	池田 千鶴	神戸大学大学院法学研究科教授
	酒井 善則	東京工業大学名誉教授・津田塾大学総合政策学部客員教授
	佐藤 治正	甲南大学マネジメント創造学部教授
	関口 博正	神奈川大学経営学部教授

(敬称略、全6名)

### 【オブザーバー】

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

- 本年3月27日の第1回会合以降、これまで計6回の会合を開催。
- 関係事業者・事業者団体から幅広くヒアリングを行いつつ、IP網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について精力的に議論、検証を行った。
- 本報告書(案)は次の項目について、考え方を整理したものである。

## 【第一次報告書(案)の内容】

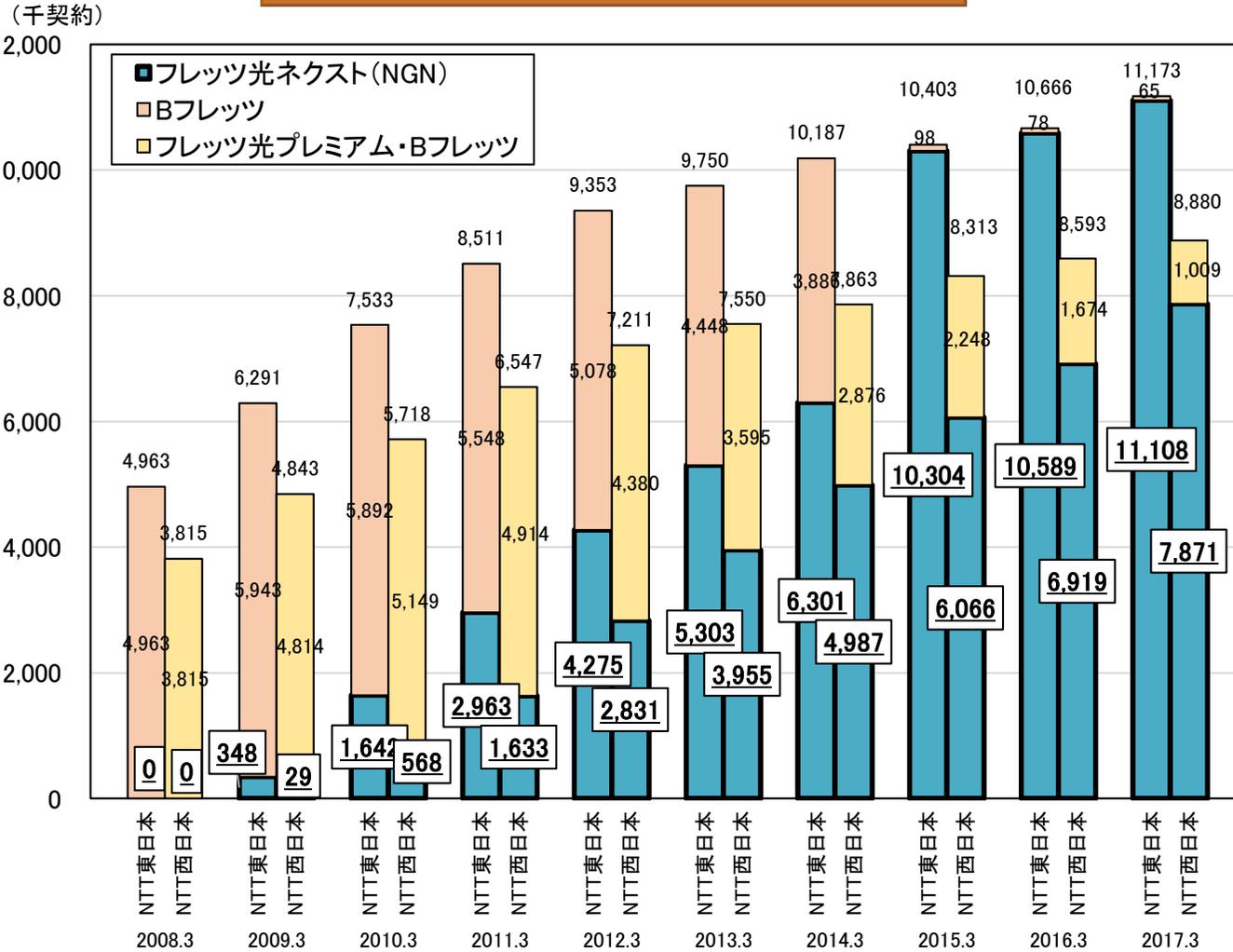
第1章 電気通信市場の現状
第2章 NGNの設備への接続ルールの適用
1. NGNの位置付け
2. 県間通信用設備の扱い
3. POIの増設
第3章 NGNの接続料の算定方法
1. 接続機能と費用配賦
2. NGNとの新しい形態の接続(接続要望への対応)
3. ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化
4. 網終端装置の増設基準
第4章 NGNのネットワーク管理
第5章 加入光ファイバの接続料の算定方法
1. 加入光ファイバの耐用年数
2. 分岐端末回線の費用
第6章 報酬額の算定方法
第7章 接続料と利用者料金との関係の検証
第8章 コロケーション及びその代替措置
第9章 接続料交渉の円滑化

## 第2章 本研究会の検討の背景

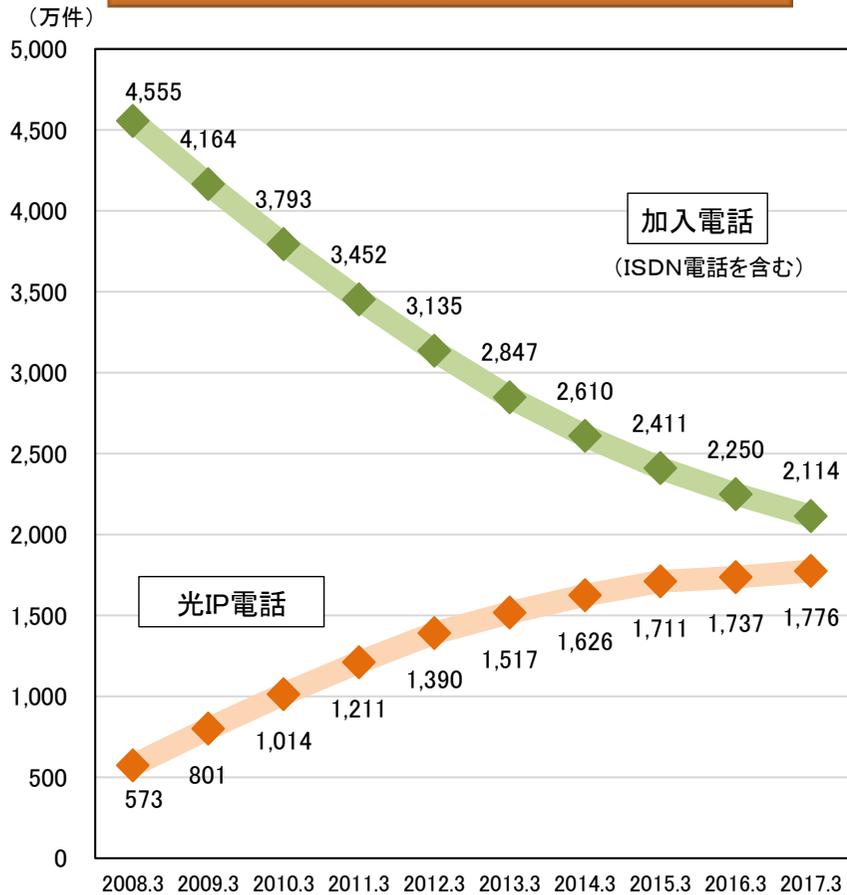
# NGNの契約数の推移

- NGNの代表的なサービスであるフレッツ光ネクストの契約数は、2008年3月のNGNの商用サービス開始以降、年々増加しており、2017年3月末には、NTT東日本で約1,111万契約、NTT西日本で約787万契約となっている。
- また、加入電話契約数は減少する一方、光IP電話契約数は増加傾向にある。

フレッツサービス契約数の推移



(参考)加入電話及び光IP電話の契約数の推移



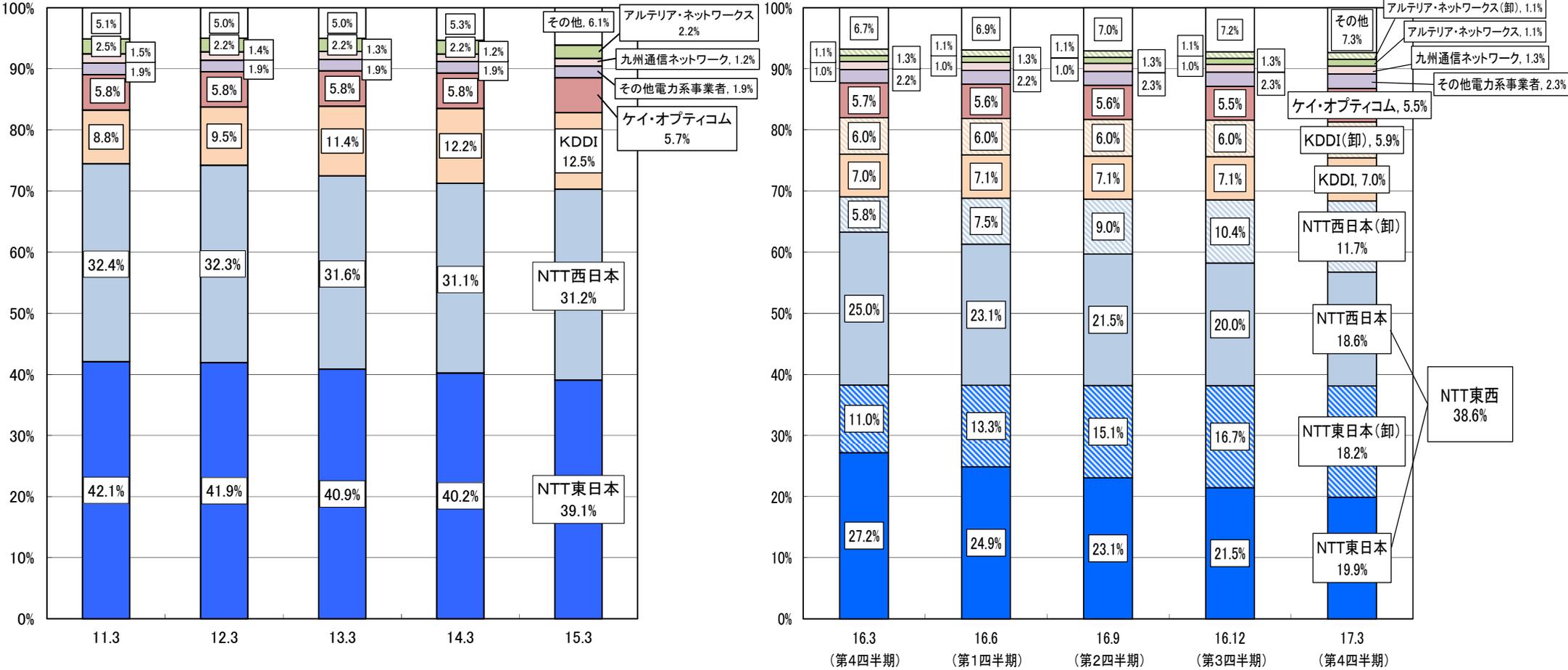
※1 フレッツ光プレミアムは、コア網はNGNだが、網終端装置は地域IP網を利用したNTT西日本だけのサービス。  
 ※2 NTT東日本の2013年3月末と2014年3月末のBフレッツ契約数には、設備上はNGNを利用したものが含まれる。なお、2014年度(2015年3月末)にフレッツ光ネクストの契約数が急激に伸びたわけではなく、2012年度(2013年3月末)以降、設備上NGNに移行していたBフレッツ契約者を2014年度に契約上もフレッツ光ネクストに移行させたことによるもの。  
 ※3 NTT西日本の2013年3月末以降のフレッツ光プレミアム・Bフレッツ契約数には、NGNを利用したものが含まれる。  
 ※4 光IP電話契約数は、ひかり電話網を利用した光IP電話契約数も含む。

# FTTHの事業者別シェアの推移

○ 2017年3月末現在、FTTHの契約数におけるNTT東日本・西日本のシェア※は68.4%(前年同期比▲0.7ポイント)、KDDIは12.9%(前年同期比±0ポイント)、ケイ・オプティコムは5.5%(前年同期比▲0.1ポイント)。

※ 卸電気通信役務の提供に係るものも含む。

【FTTHの契約数における事業者別シェアの推移】



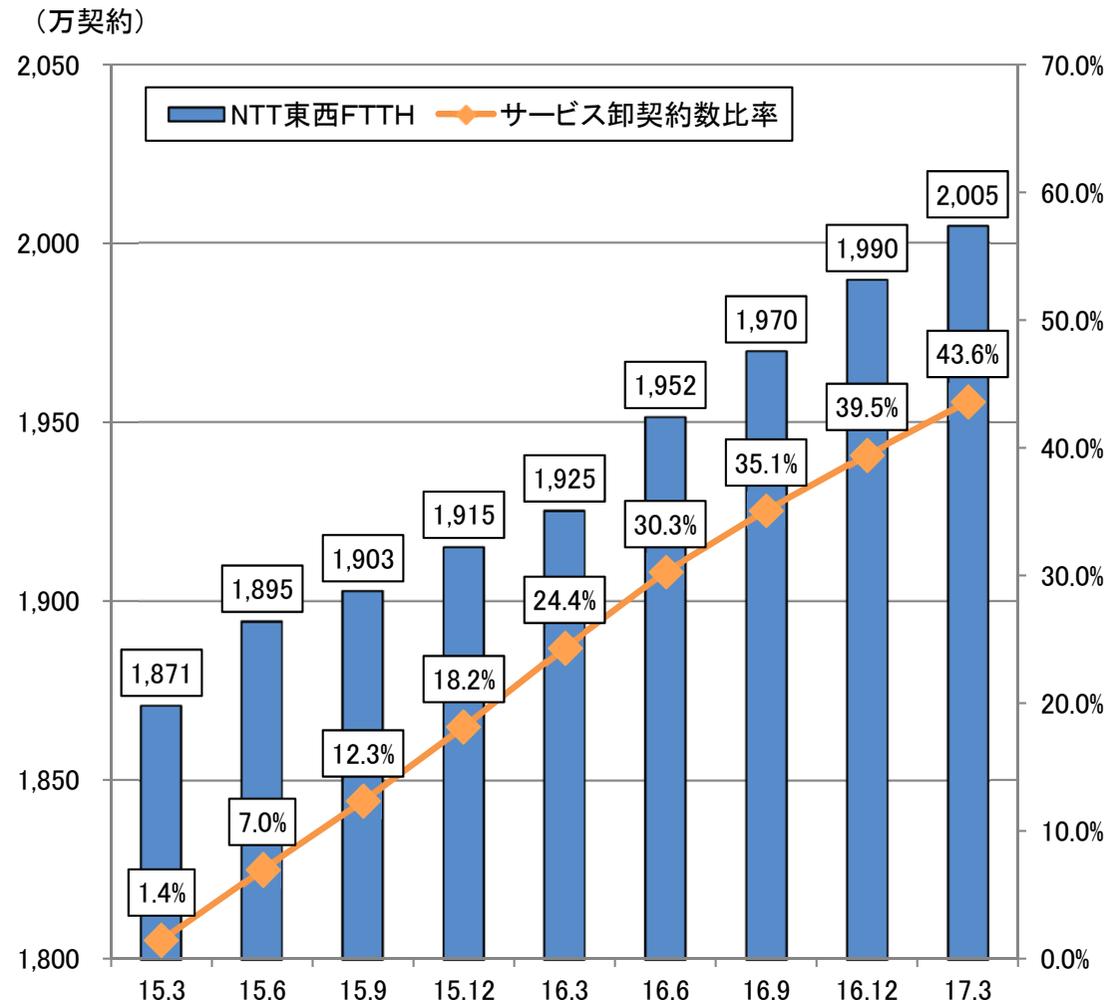
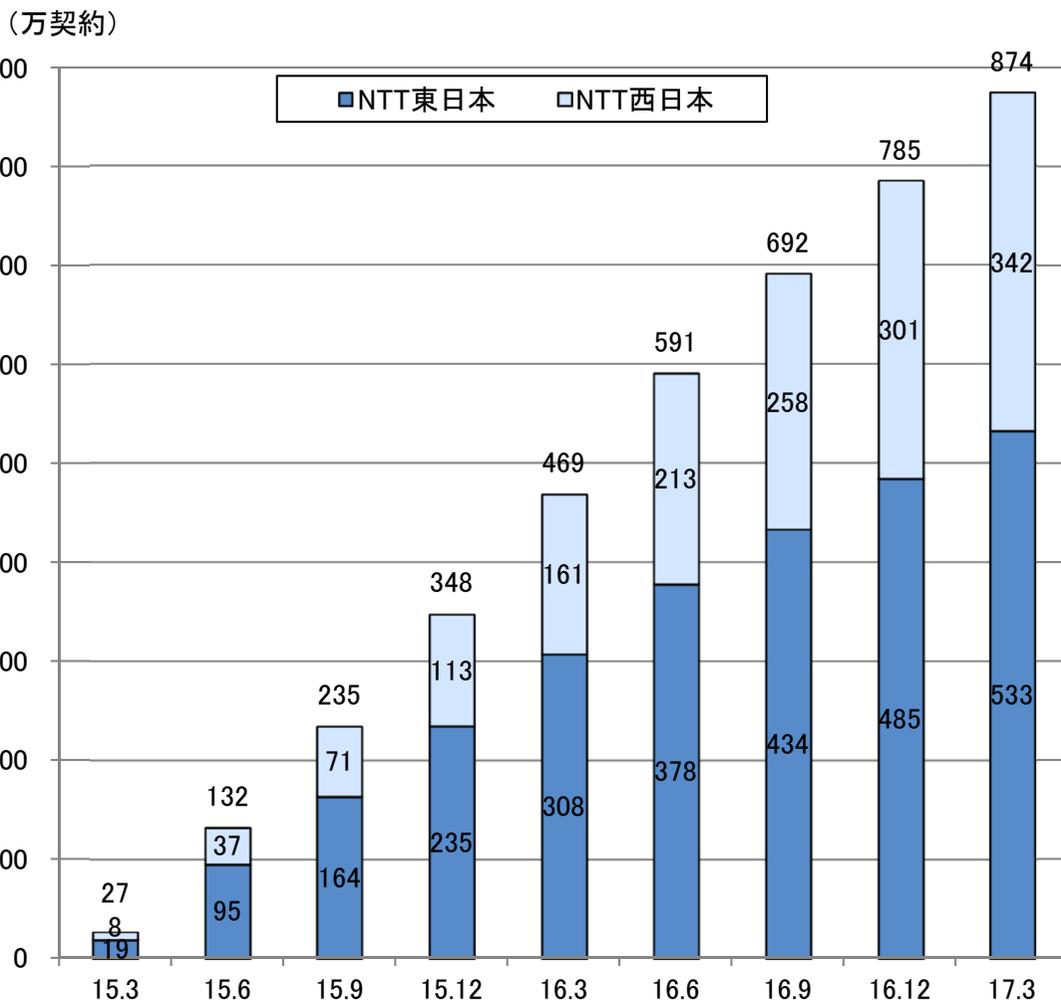
注1: その他電力系事業者のシェアには、STNet、エネルギー・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。

注2: 2015年度第3四半期までの事業者のシェアには、卸電気通信役務の提供に係るものも含む。

○ NTT東日本・西日本は、2015年2月から光回線の卸売サービス(以下「サービス卸」)の提供を開始。2017年3月末時点でサービス卸の契約数は874万であり、NTT東日本・西日本のFTTH契約数に占めるサービス卸の契約数の比率は約43.6%。

【NTT東日本・西日本の卸契約数】

【NTT東日本・西日本のFTTHの契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率の推移】



注1: 卸契約数は、累計の卸開通数から累計の卸解約数を引いた数である。  
 注2: 卸契約数は、NTT東日本・西日本が2016年1月4日から開始した二段階定額メニュー(フレッツ光 ライトプラス)の卸契約数を含む。

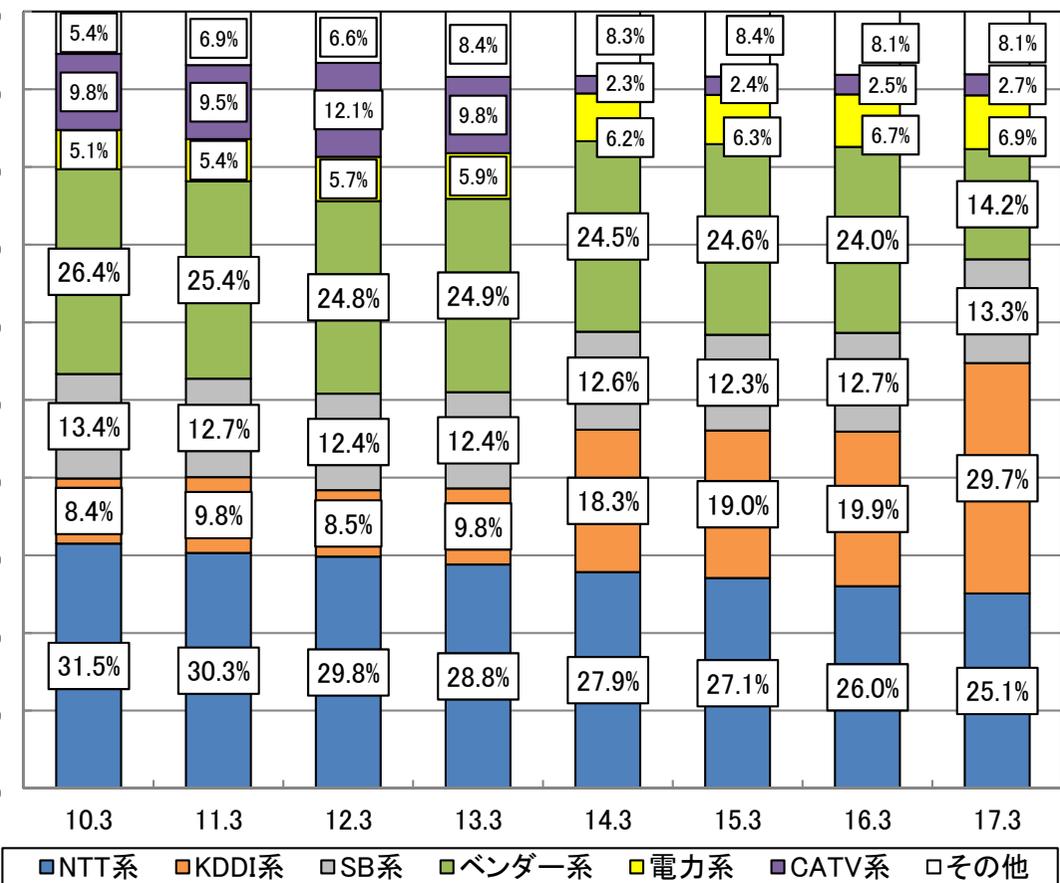
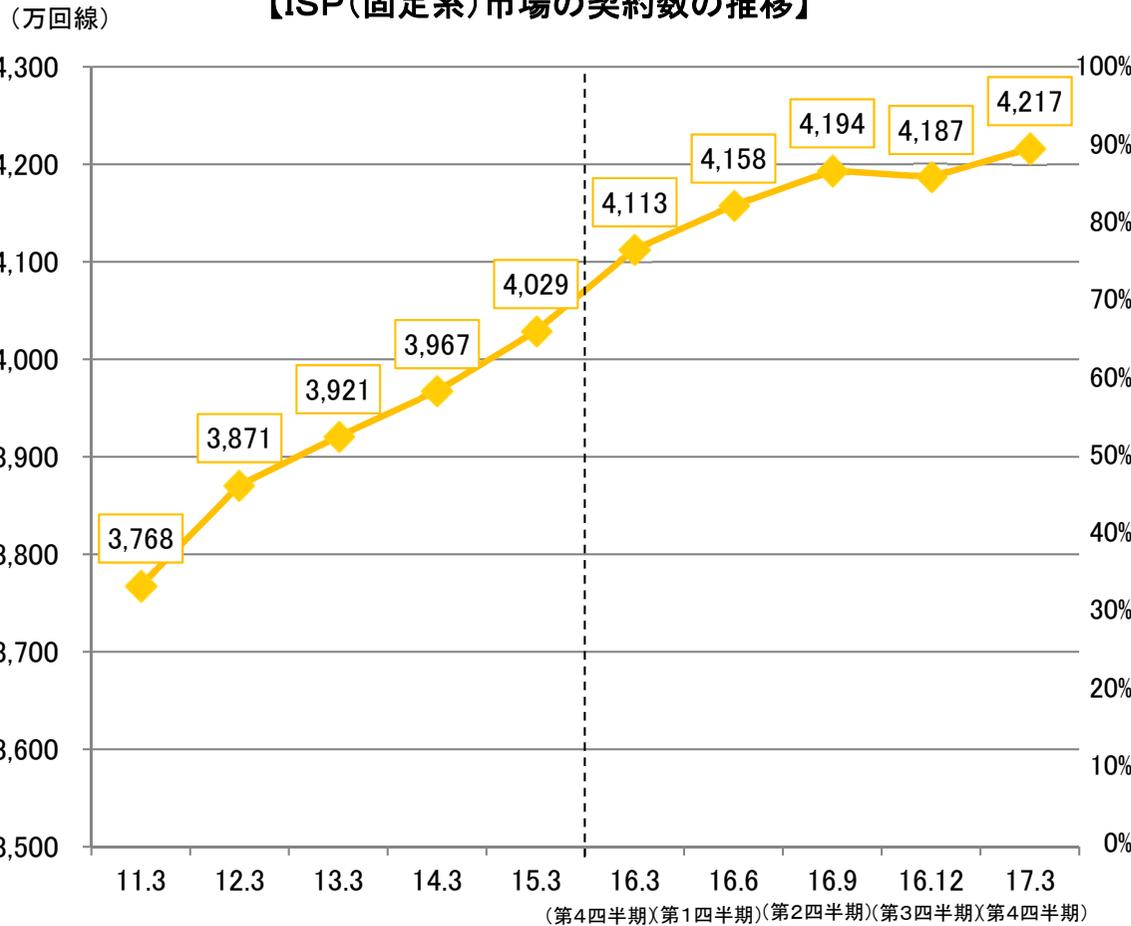
注1: 「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告、電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告に基づき作成

# ISP(固定系)市場の規模(契約数・売上高)及び事業者別シェア

- ISP(固定系)市場の契約数は4,217万と増加傾向を維持(2017年3月末)。
- ISP(固定系)の契約数における事業者別シェアは、NTT系が25.1%、KDDI系が29.7%、ソフトバンク系が13.3%、ベンダー系が14.2%。

【ISP(固定系)市場の契約数の推移】

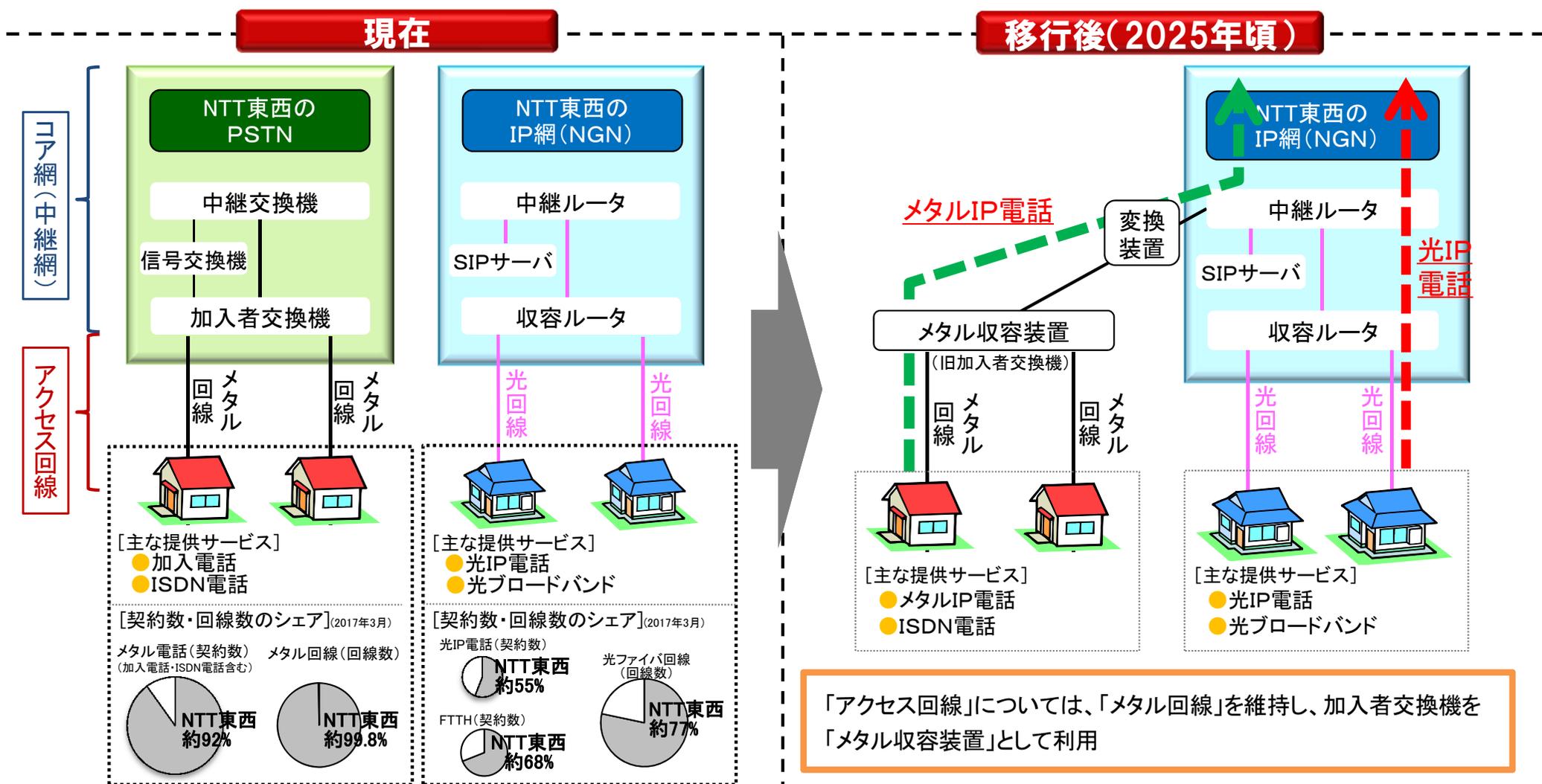
【ISP(固定系)市場の契約数における事業者別シェアの推移】



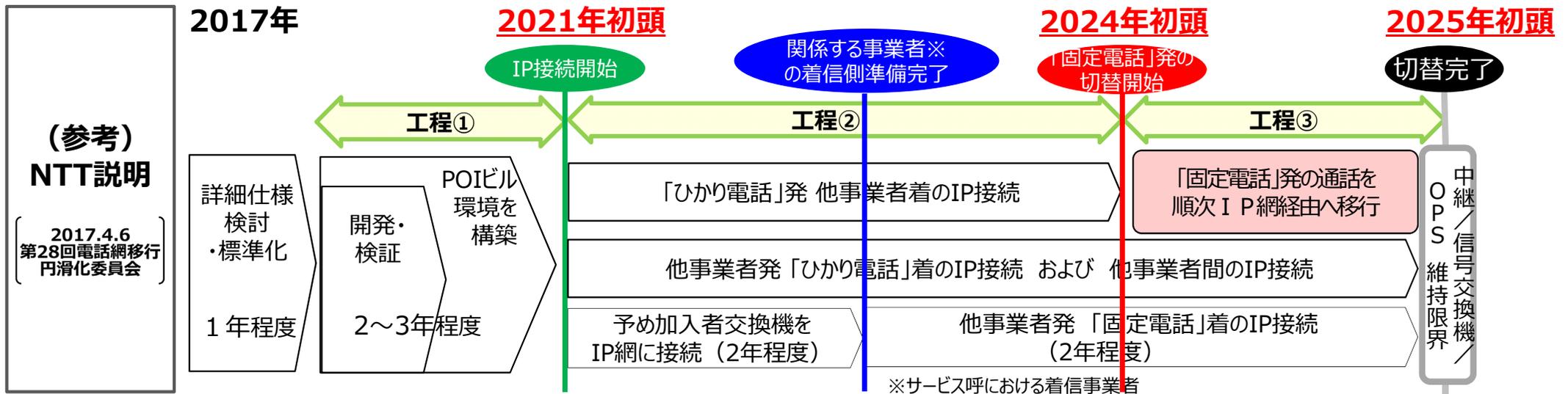
※1:NTT系のシェアには、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷらら、NTTドコモ等が含まれる。  
 ※2:KDDI系のシェアには、KDDI、中部テレコミュニケーション、J:COMグループ等が含まれる。  
 ※3:ソフトバンク系のシェアには、旧ソフトバンクBB、旧ワイモバイル等が含まれる。  
 ※4:ベンダー系のシェアには、ソネット、ニフティ等が含まれる。  
 ※5:電力系のシェアには、ケイ・オプティコム、STNet、九州通信ネットワーク等が含まれる。  
 ※6:ビックローブのシェアは、2016.3まではベンダー系、2017.3からはKDDI系に含まれる。

# 固定電話網からIP網への移行

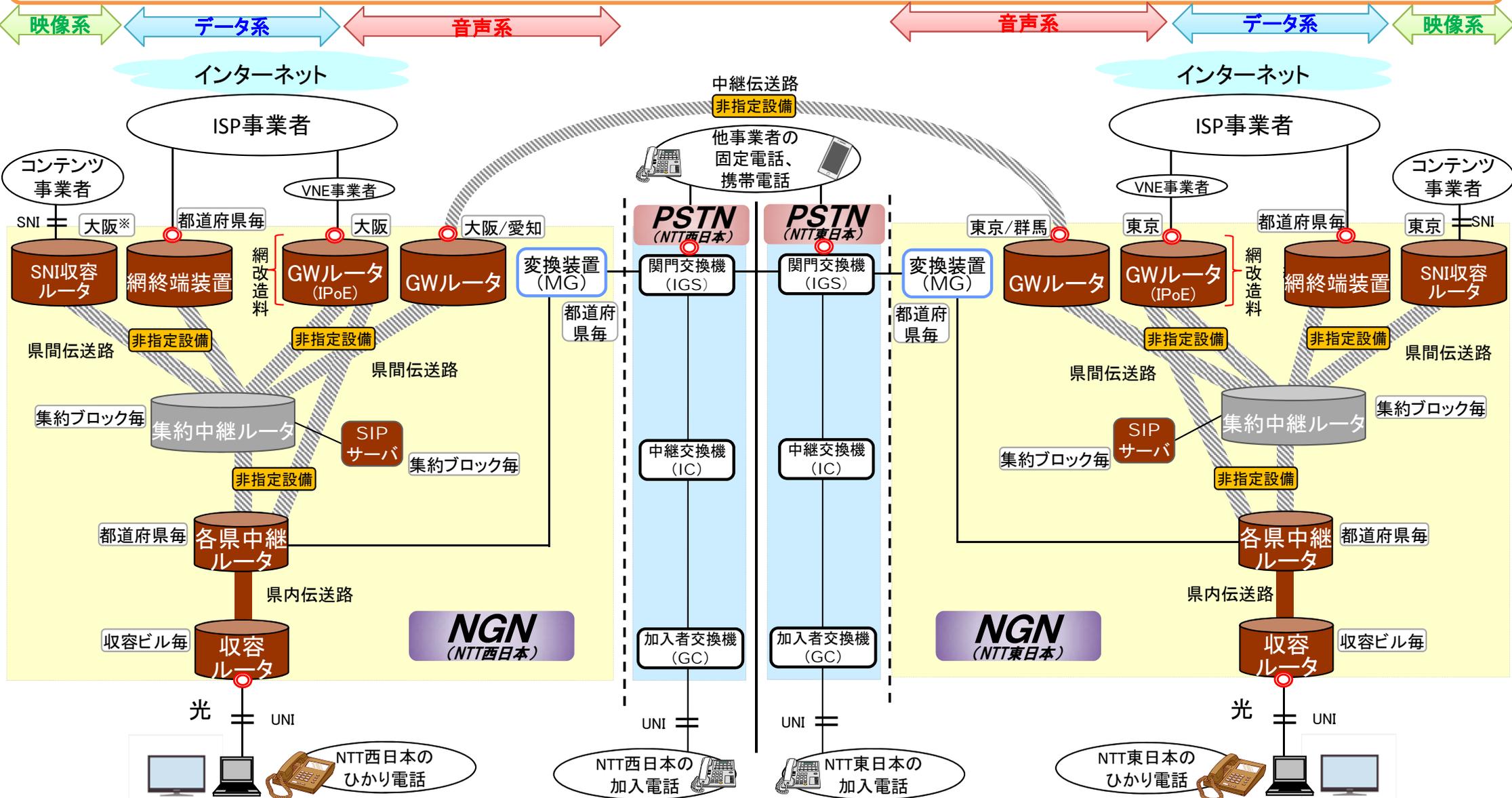
- NTTは、2025年頃に中継交換機等が維持限界を迎えること等を踏まえ、公衆交換電話網(PSTN)をIP網(NGN)に移行する構想を2015年11月に発表。
- IP網が我が国の基幹的な固定通信網の基軸となってきた中で、IP網同士の接続条件等がこれからの電気通信事業における競争基盤となる。



# PSTNからIP網への移行スケジュールの検討状況



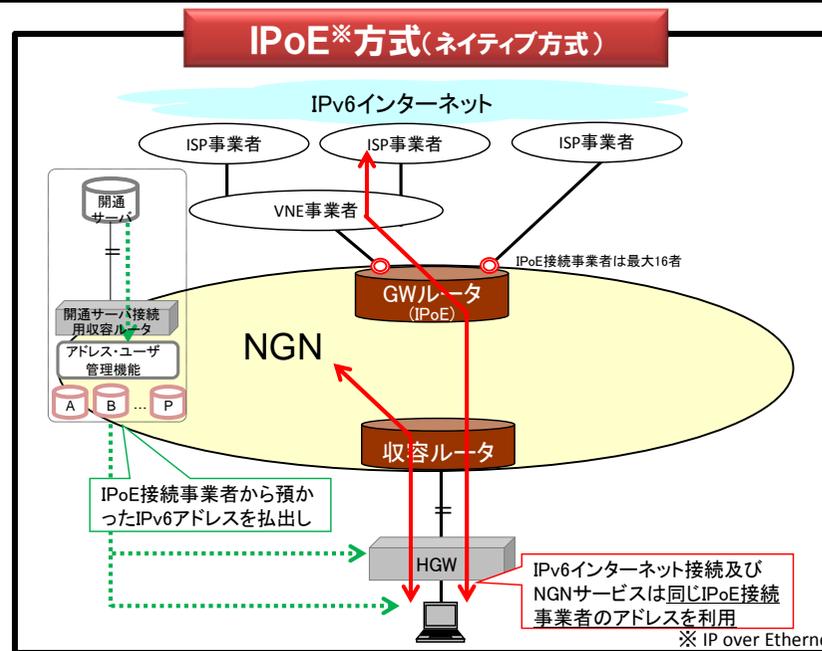
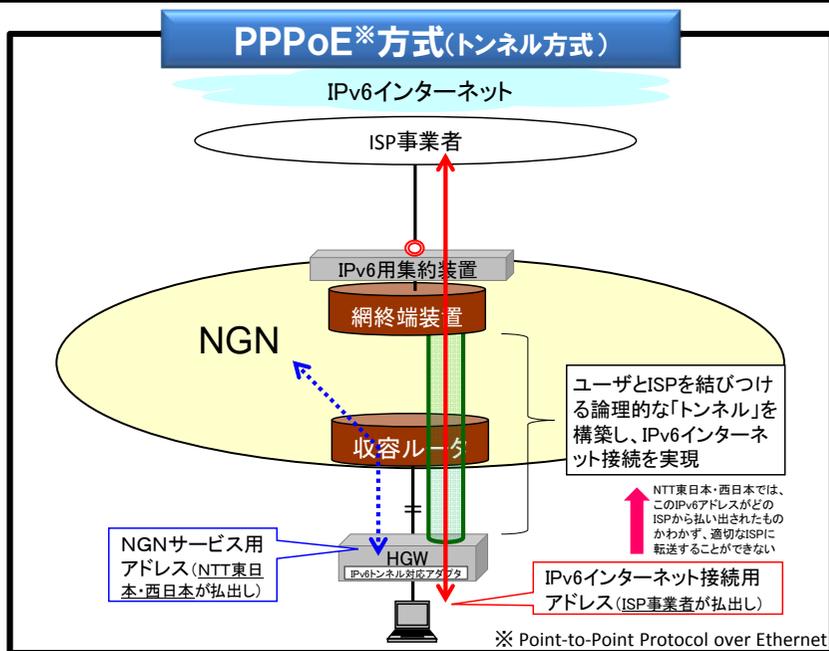
- NGNは、高い信頼性・安全性・セキュリティを確保した上で、1つのネットワーク上において音声通信、データ通信及び映像配信といった様々なサービスを統合的かつ安定的に提供する機能を実現。
- また、多様な通信サービスに対応するため、最優先クラス、高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスの4つの品質クラスによる通信が提供されている。



※自治体がサービスを提供している場合は、当該自治体がある県にも設置されている。

- 平成20年3月のNGNの商用サービス開始時から、IPv4によるインターネット接続サービスを提供するため、PPPoE方式(トンネル方式)に係る網改造料等の接続約款の規定に基づき、ISP事業者との接続を開始。
- 平成21年8月、NTT東日本・西日本のNGNにおいてIPv6によるインターネット接続サービスを提供するため、PPPoE方式(トンネル方式)及びIPoE方式(ネイティブ方式)に係る網改造料等を接続約款に規定(IPv4インターネット接続はPPPoE方式のみ。)
- IPoE方式は、現在POIが東京及び大阪に限定されているため、東京・大阪以外の都道府県からNGNと接続する場合は、県間伝送路を不可避免的に使用する必要がある。

		PPPoE方式	IPoE方式
インターネット接続		IPv4/IPv6	IPv6
エッジ設備		網終端装置	GWルータ
エッジ設備のコスト回収		NTT東日本・西日本がコスト負担 (一部(接続用ポート部分)は網改造料)	網改造料
接続事業者数		制限なし(現在77者(東日本49者、西日本47者))	最大16者(現在5者)
POIの場所		都道府県毎	東京及び大阪
優先パケットの利用		利用できない	利用できる
IPアドレスの払出	インターネット接続サービス	ISP事業者	NTT東日本・西日本 (IPoE接続事業者に割り振られたIPv6アドレスを預かり、ユーザに払出し)
	NGNサービス	NTT東日本・西日本	



## 第3章 第一次報告書(案)のポイント

## POIの増設

- IPoE接続のPOIについては、2018年度より、東京・大阪に加え、NTT東日本エリアで7箇所、NTT西日本エリアで5箇所のPOIを追加する予定となった旨NTT東日本・西日本から報告があった。
- 総務省においては、NTT東日本・西日本に対し、POI設置の要望には柔軟に対応することを要請し、引き続き、POIの増設見直しについて注視する必要がある。

図表：IPoE接続で新たに設置するPOI(2018年度～)

POI設置箇所	カバーエリア
神奈川	神奈川
千葉	千葉
埼玉	埼玉
北海道	北海道
栃木・茨城	栃木、茨城
群馬・山梨	群馬、山梨、新潟、長野
宮城・山形	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
大阪	大阪、京都
兵庫	兵庫、滋賀、奈良、和歌山、富山、石川、福井
愛知	愛知、岐阜、静岡、三重
広島	広島、岡山、鳥取、島根、山口、愛媛、香川、徳島、高知
福岡	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(出所)NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

## NGNの県間通信用設備の扱い

- POIが限定されていることもあり、地域のNGNとの接続において不可避的に経由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であり、次のとおりとすべき。
  - ・ 県間中継ルータ及び県間伝送路との接続の手続については、第一種指定電気通信設備接続約款に記載
  - ・ 県間中継ルータ及び県間伝送路との接続において支払われる金額に関しては、NTT東日本・西日本による適正性・公平性・透明性を確保する自主的な取組を総務省からNTT東日本・西日本に依頼し、その取組状況について注視し、見直すべき点がないか検証を行う。

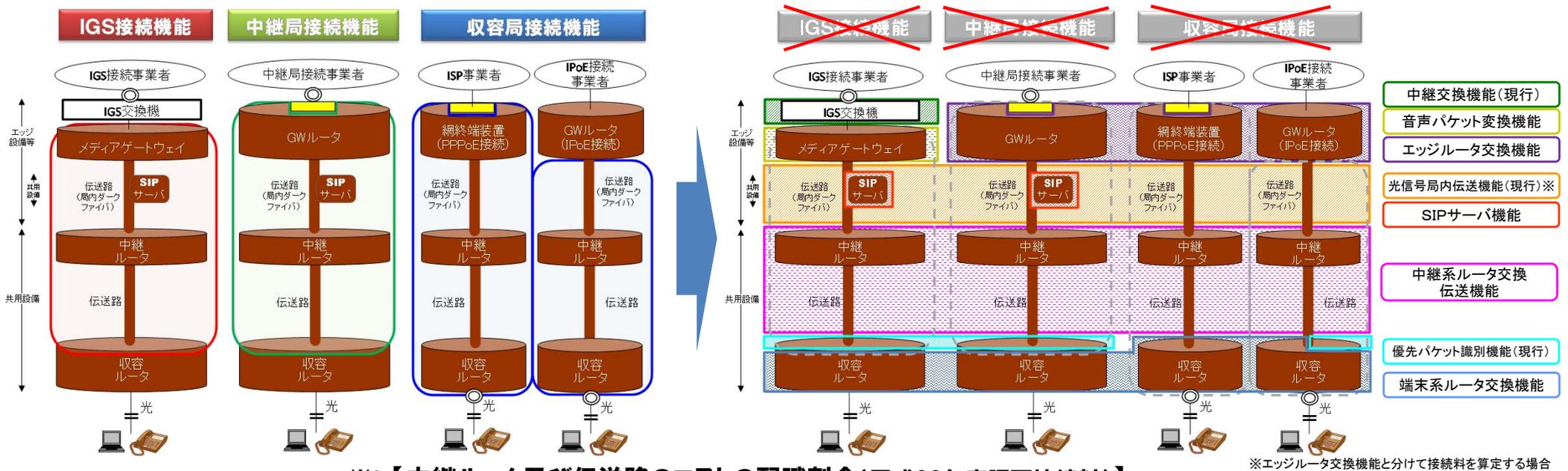
## 2. NGNの接続機能の見直し

- 現行の設備ごとの網機能を垂直統合した接続約款メニューでは、**NGNの同じ設備を利用した場合であっても、「帯域換算係数」(※1)の適用により、接続箇所によってコスト配分が異なる(※2)。**

※1 一般的にIP系の装置は帯域差に比して装置価格差が生じていないとして、スケールメリット(NTT東日本:帯域10倍ごとにコスト約2.6倍、NTT西日本:帯域10倍ごとにコスト約2.4倍(平成29年度))が働くことに着目し、機能ごとにこの係数により費用を傾斜配分している。

- **そのため、水平的にNGNの機能を細分化し、「帯域換算係数」の適用といった従来の方法を改めることにより、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保。**

### 【NGNの機能の見直し】



※2 【中継ルータ及び伝送路のコストの配賦割合(平成29年度認可接続料)】

【NTT東日本】

機能	①帯域換算係数:無	②帯域換算係数:有	②/①
収容局接続機能	98.65%	91.33%	0.93
IGS接続機能	1.03%	3.79%	3.68
中継局接続機能	0.01%	0.06%	6.0
優先パケットルーティング 伝送機能	0.03%	3.34%	111.33
上記以外 (接続料原価から控除)	0.28%	1.48%	5.29

【NTT西日本】

機能	①帯域換算係数:無	②帯域換算係数:有	②/①
収容局接続機能	98.69%	91.40%	0.93
IGS接続機能	0.95%	5.87%	6.18
中継局接続機能	0.01%	0.06%	6.0
優先パケットルーティング 伝送機能	0.01%	0.57%	57.0
上記以外 (接続料原価から控除)	0.34%	2.10%	6.18

#### (1) ネットワーク管理方針の透明性の確保

- 接続事業者が優先パケットを利用するに当たって、NGNのネットワークの容量にも限界があるため、NTT東日本・西日本は、優先パケットの量を制限する場合の適切なネットワーク管理方針を定め、これを公表することが必要。

#### (2) ネットワーク管理方針の公平性、適正性の確保

- NTT東日本・西日本は、次の原則の下でNGNのネットワーク管理方針を接続約款に規定することが適当。
  - ・ NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者の同等性の確保
  - ・ 接続事業者間の同等性の確保
  - ・ 利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の中で不当な差別的取扱いを行うものではないこと
  - ・ 通信の秘密を遵守すること

#### (3) 指定設備管理部門における情報管理

- NTT東日本・西日本の管理部門が接続事業者から優先パケットの利用に関し情報を求める範囲は、適切なネットワーク管理を行うのに必要な範囲に限られるべきであり、その範囲の考え方及び当該情報を求める手続についても接続約款に規定すべき。

#### 優先パケットの識別

優先契約  
有ユーザ  
(優先は  
1台のみ)



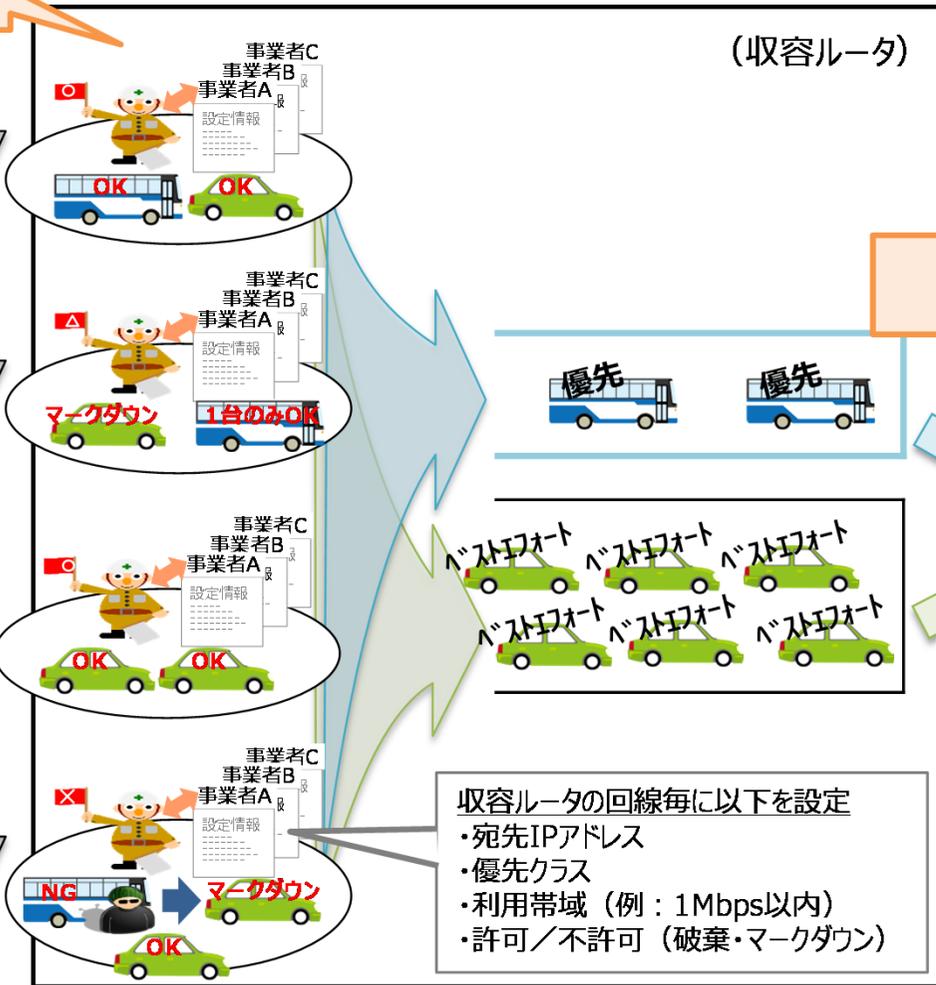
優先契約  
有ユーザ  
(優先は  
1台のみ)



優先契約  
無ユーザ  
(優先は  
マークダウン)



優先契約  
無ユーザ  
(優先は  
マークダウン)



(出所) NTT東日本・西日本提出資料(接続料の算定に関する研究会第3回会合(平成29年4月26日))

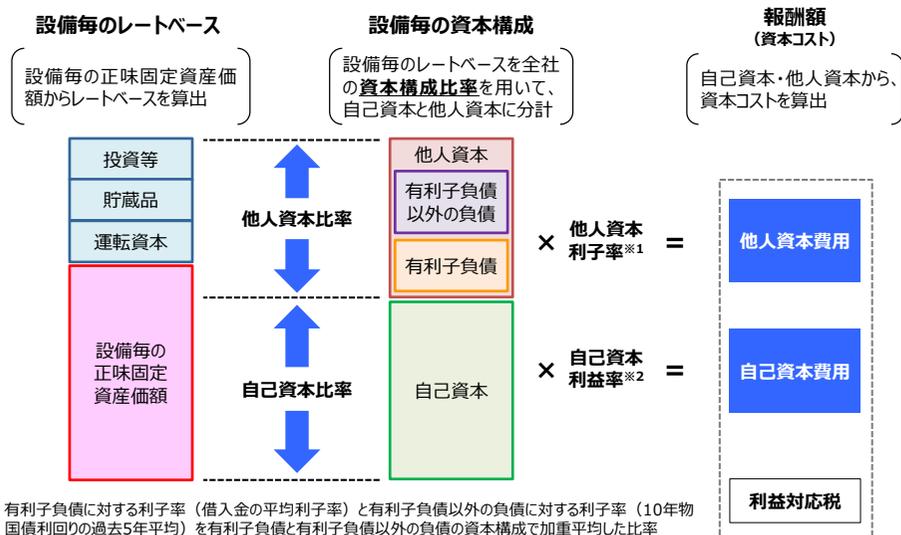
【図 NGNにおいて優先通信を制御するイメージ】

# 4. 報酬額の算定方法の見直し

○ レートベースの構成資産に基づく資本構成比の算定に当たって、全て他人資本(有利子負債以外の負債)から圧縮するのではなく、一部\*を自己資本から圧縮する方法に変更。これにより、接続料の低減化効果が見込まれる。

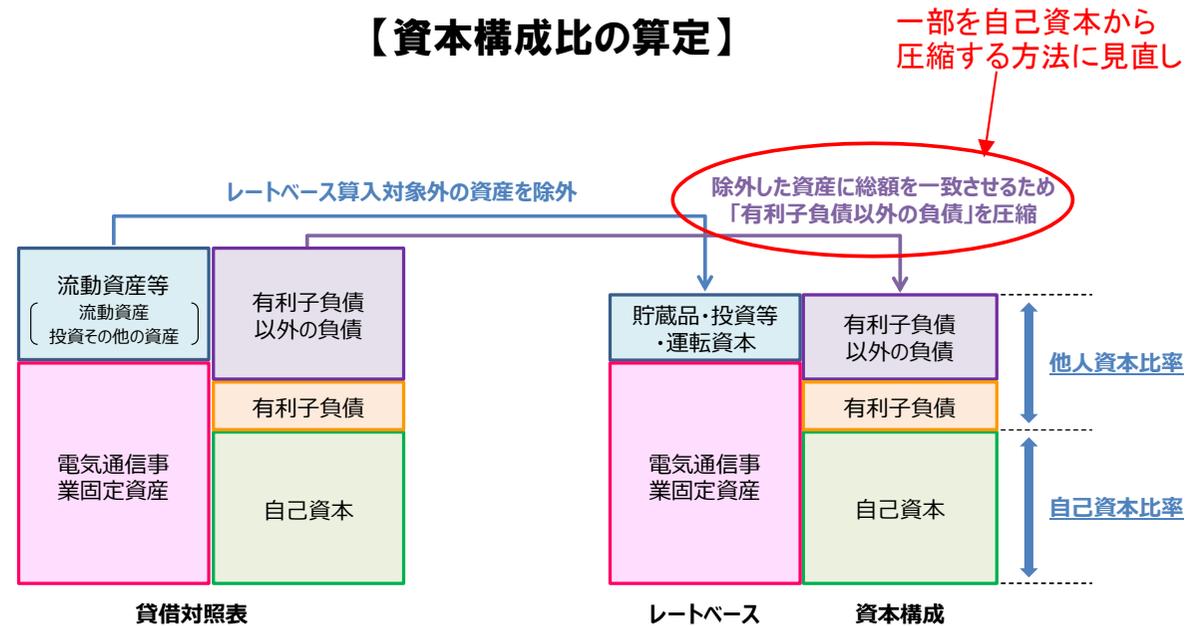
※繰延税金資産

## 【報酬額(資本コスト)の算定方法】



※1 有利子負債に対する利率(借入金の平均利率)と有利子負債以外の負債に対する利率(10年物国債利回りの過去5年平均)を有利子負債と有利子負債以外の負債の資本構成で加重平均した比率  
 ※2 期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は他産業における主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方の比率

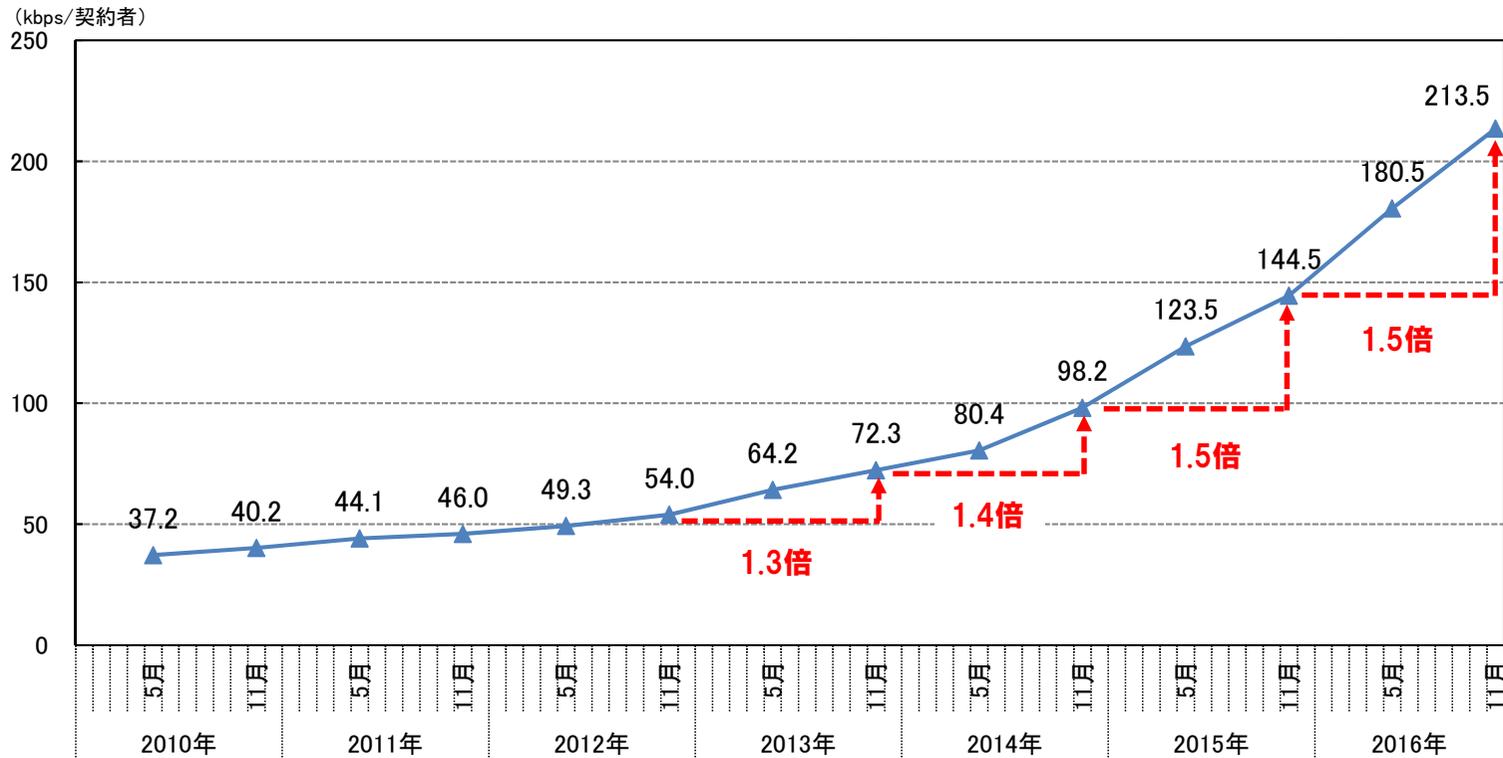
## 【資本構成比の算定】



## 現状

○ NGNの網終端装置は、FTTHサービスの提供に当たり、ISP事業者との接続(PPPoE方式)に用いられているが、近年1ユーザ当たりのトラフィックの急増により網終端装置が輻輳し、網終端装置の増設が課題となっている。

【1契約者当たりのトラフィックの推移】



(出所)総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算(2016年11月の集計結果の公表)」を基に作成

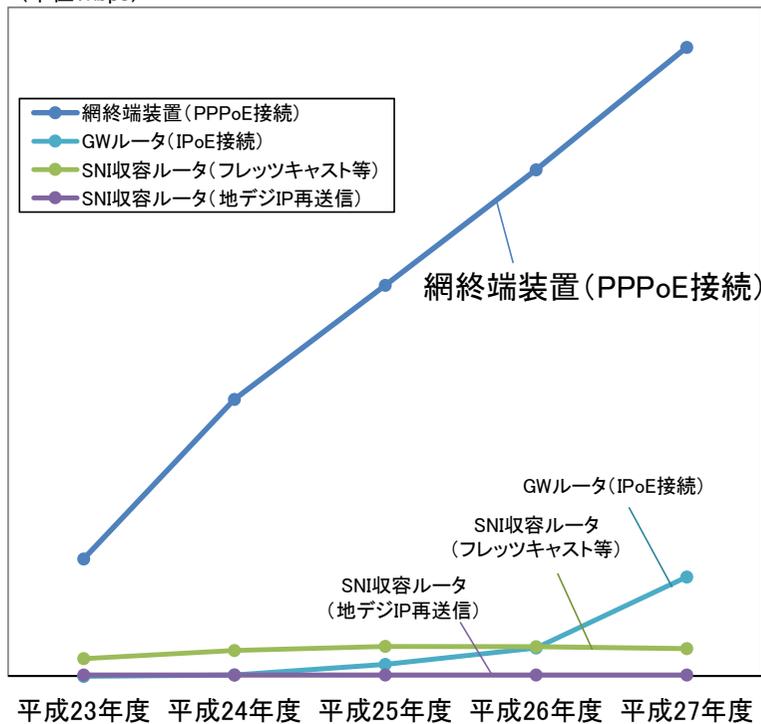
## 現状

○ また、NGNのエッジルータに関し、NTT東日本、NTT西日本それぞれにおける網終端装置(PPPoE方式)、ゲートウェイルータ(IPoE接続)、SNI主要ルータ(フレッツキャスト等)、SNI收容ルータ(地上デジタル放送の再送信)のトラヒックのトレンドは次のとおりであり、近年、網終端装置を流れるトラヒックが大幅に増大している。

【エッジルータにおける実績トラヒックのトレンド】

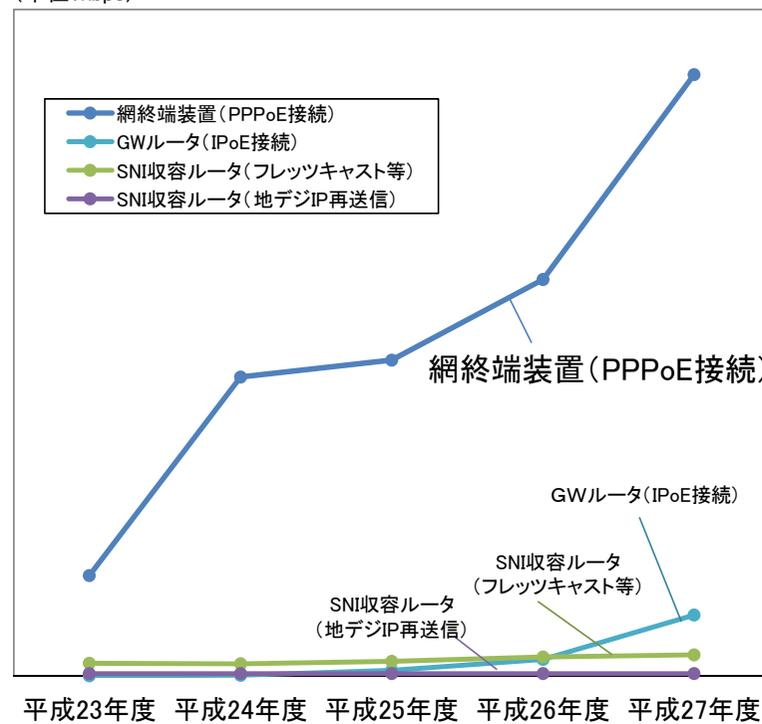
### NTT東日本

(単位: kbps)



### NTT西日本

(単位: kbps)



(出所) 接続料の算定に関する研究会第5回会合 参考資料5-1 16,17頁を基に総務省作成

現状

- 現状、PPPoE接続の網終端装置(NTE)は、NTT東日本・西日本がコストの大部分を負担し、IPoE接続のゲートウェイルータは、接続事業者が全額負担している。

	網終端装置(NTE) (PPPoE方式の接続用設備)	ゲートウェイルータ (IPoE方式の接続用設備)
構成		
コスト負担	・コストの大部分は、 <u>NTT東日本・西日本が負担</u> ※1	・コストは、 <u>接続事業者が負担</u>
装置の増設	・コストを負担するNTT東日本・西日本が、NTT東日本・西日本のサービスポリシーに基づき設定している増設基準※2により、増設を判断	・コストを負担する接続事業者が、接続事業者のサービスポリシーに基づき、自由に増設することが可能

※1 接続インタフェース部分は接続事業者が負担。

※2 NTT東日本・西日本は、網終端装置ごとの收容すべきセッション数を網終端装置の増設基準として設定。ISP事業者は増設を要望する際、セッション数が基準に達する見込みをNTT東日本・西日本に提示。

NTT東日本・西日本は要望事業者から提示されたセッション数の見込みについて過去の実績を踏まえた確認を実施した上で、増設を判断。

## 現状

○ NTT東日本・西日本は、本研究会において、「新しい装置の導入等を通じ、トラヒックの増加にあわせて、セッション当たりの帯域を増やしていくための対応を実施」していると説明していたが、ここで説明された新メニューについて、すべてのISP事業者において必ずしも認知されておらず、また、新メニューの適用を受けていないケースがあるといった指摘があった。

## 【NTT東日本・西日本におけるこれまでのトラヒック増への対応】

## NTT東日本

提供メニュー	小型NTE	大型NTE	中型NTE	増設基準を緩和したメニュー	
提供開始時期	2011年度以前	2011年度	2013年度		
①IF帯域	100Mbps /200Mbps	1Gbps	1Gbps	1Gbps	
②増設基準セッション数	1,000	10,000	8,000	5,000	2,000
③セッションあたり帯域 (①÷②)	100kbps	100kbps	130kbps	200kbps	500kbps

## NTT西日本

提供メニュー	小型NTE	大型NTE	中型NTE	大型NTE (IF増速メニュー)
提供開始時期	2010年度以前		2014年度	
①IF帯域	200Mbps	1Gbps	1Gbps	2Gbps
②増設基準セッション数	1,000	6,000	5,000	8,000
③セッションあたり帯域 (①÷②)	200kbps	170kbps	200kbps	250kbps

(出所)NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

**主な意見**

- ISP事業者から、NTT東日本・西日本に対し、網終端装置の増設基準を緩和する次のような要望が提示された。
  - ・ 増設基準をセッション数からトラフィックベースに見直す要望
  - ・ 増設基準(セッション数)の上限値が更に小さい網終端装置の要望
  - ・ 1Gbps以上の網終端装置の新設の要望
  - ・ 網終端装置を自由に増設できる接続約款メニューの要望 等
- これらの要望に加え、日本インターネットプロバイダー協会からは、増設基準の開示、秘密保持契約の解除、団体交渉による協議の実現について要望があった。
- 他方、NTT東日本・西日本からは、主に次のような意見が示された。
  - 1) 固定のインターネットトラフィックが増える中で、網終端装置の大容量化や増設基準のセッション数の柔軟化などメニューの多様化を図ってきたところであり、今後もこのような増設基準を少し柔軟化した網終端装置のメニューは要望を伺いながら多様化を図っていきたい。
  - 2) 網終端装置の提供メニューについては、これまでPPPoE接続を行っている全事業者に対し、接続事業者向けホームページにおける提供条件等の掲載、一斉のメール通知等を実施しているが、分かりやすい情報の提供という観点では改善の余地がある。

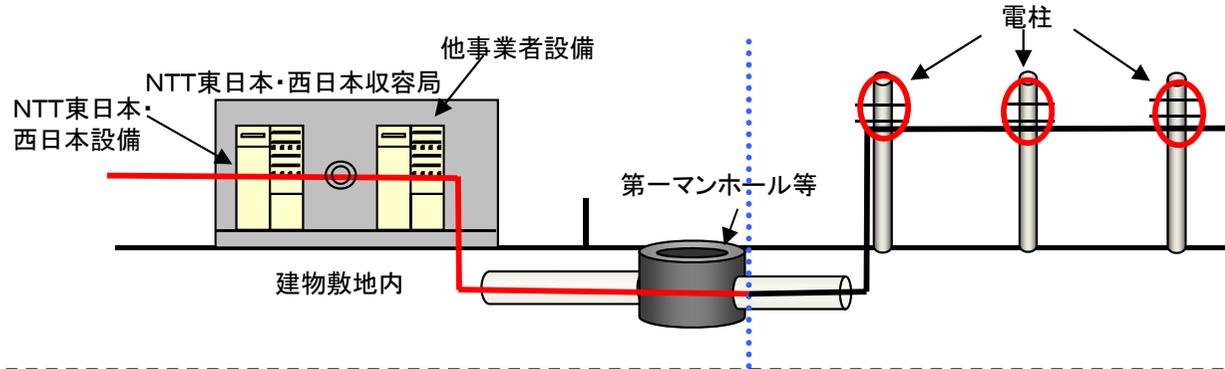
### 考え方

- 網終端装置の提供メニュー・増設基準については、NTT東日本・西日本から一定の周知を行っていたとしているものの、必ずしもすべてのISP事業者において十分に認知されないなど、公平性や透明性の確保の点で欠けている面があった。
- 網終端装置が輻輳した場合、ISP事業者にとって、網終端装置の増設はトラフィックを疎通させるために不可欠であり、サービスの品質に重要な影響を与えることから、網終端装置の提供メニュー・増設基準が不当に差別的に適用されると、ISP事業者間の公正な競争環境を歪めることになる。
- そのため、ISP事業者がNGNと接続する際の接続条件として、網終端装置の増設の考え方、手続、提供メニュー・増設基準等については、ISP事業者と十分協議（団体交渉を含む）できるようにすると共に、その基本的部分を接続約款に規定し、公平性や透明性を確保することが必要である。

## 6. コロケーション及びその代替措置

### 【コロケーションとは】

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置すること。



#### <コロケーションの義務がある区間>

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はどう道並びに接続を行うために必要な電柱

### コロケーション及びその代替措置

- ① コロケーションがNTTコミュニケーションズ所有ビルで行われる場合の情報等の開示。
- ② コロケーションスリソースの配分上限量の緩和。
- ③ コロケーションスペースの確保及びこれが実現しない場合の代替措置。
- ④ コロケーション設備の撤去後の費用負担。
- ⑤ 機器故障等に伴う機器交換の手続

### コロケーション及びその代替措置

コロケーションが確保できない場合、接続事業者はサービスの提供やそのエリア展開が困難になるおそれがある。

#### ① コロケーションがNTTコミュニケーションズ所有ビルで行われる場合の情報等の開示

- ・ コロケーションスペースや電力設備の提供がやむを得ない事情からNTTコミュニケーションズの所有ビルにおいて提供される場合であっても、可能な限り情報の開示が行われる必要がある。

#### ② コロケーションリソースの配分上限量の緩和

- ・ 関係事業者の意見も集約していく必要があるため、総務省よりNTT東日本・西日本に対し、効率的にコロケーションが確保されるよう、対処について検討を依頼していくこととすることが適当である。

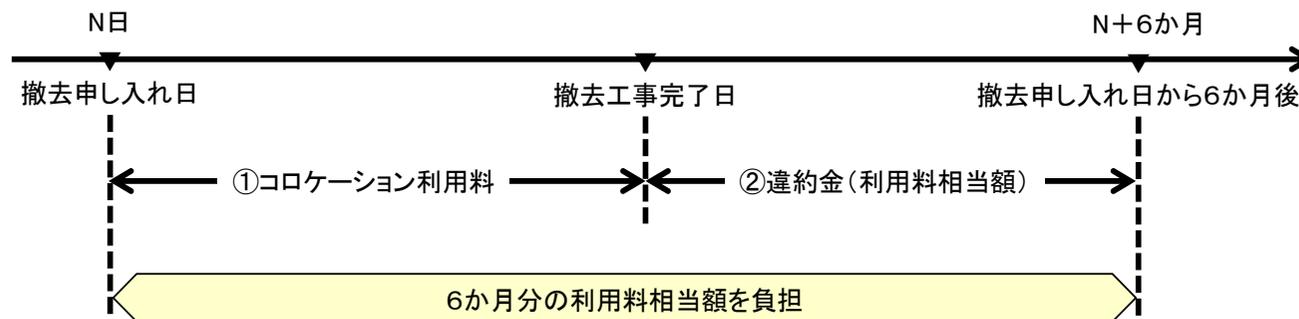
#### ③ コロケーションスペースの確保及びこれが実現しない場合の代替措置

- ・ コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合の代替措置を確保する必要がある。
- ・ その具体策としては、接続事業者のサービス提供に利用する機器をNTT東日本・西日本において設置、管理等を行う手続を接続約款に設けることとする。

## ④ コロケーション設備の撤去後の費用負担

## 現状

- 接続事業者がNTT東日本・西日本の局舎に設置したコロケーション設備を撤去する場合、予見可能性や転用に要する期間を考慮し、NTT東日本・西日本に対して6か月前に申入れをすることとされており、当該申入れから6か月前の経過前に撤去工事が完了したとしても、その期間(6か月間)に対応したコロケーション利用料相当額を支払うこととされている。



※ 6か月の期間に係る考え方は、解約申し入れから次の利用者が利用するまでの期間(既存設備の撤去工事期間及び新規設備の設置工事期間の合計期間)

(出所)NTT東日本・西日本資料

図表:コロケーション設備の撤去に伴うルール(6か月前ルール)の概要

- この「6か月前ルール」は、NTT東日本・西日本が2007年度に行った特別調査に基づいて算定されたものであったが、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)において、「転用に要する期間に係る実態に関するデータを収集して『6ヶ月前ルール』の妥当性の検証を行うことなどにより設備撤去に係るルールを見直した上で、必要な取組を行うことが適当」とされた。

## 現状

- これを踏まえて、NTT東日本・西日本は、2013年6月から2014年6月にかけて実態調査を行い、NTT東日本:6.4か月、NTT西日本:6.9か月となったことから、期間の変更は見直さないこととしていた。

図表:6か月前ルールの期間見直しに係る実態調査の結果

	合計期間		
	撤去工事に係る期間	新設工事に係る期間	
NTT東日本	196日(6.4か月)	93日(3.1か月)	103日(3.4か月)
NTT西日本	211日(6.9か月)	106日(3.5か月)	105日(3.5か月)

(出所)NTT東日本・西日本資料

## 主な意見

- 日本インターネットプロバイダー協会からは、「6か月前ルール」について、「合計期間が6か月かかるというのは長いことから、6か月の内訳の詳細を開示にいただいた上で妥当性等を研究会で検証が必要」との意見が示された。
- 他方、NTT東日本・西日本からは、主に次のような意見が示された。
- 1) 接続事業者がNTT東日本・西日本の局舎に設置したコロケーション設備を撤去する場合、その撤去の申し出から設備の撤去等を経て、当該リソースを他の接続事業者のコロケーション利用へ転用するために要する平均的な対応期間を考慮し、撤去の申し出から6か月間の利用料の負担をいただくこととしている。
  - 2) 一部の事業者より、本ルールの見直しの要望をいただいたことを踏まえ、他の接続事業者の意見も伺いながら、必要な費用負担方法等の見直しについて検討していきたい。

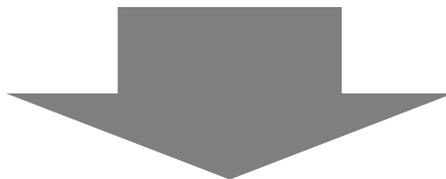
### 考え方

- 現行の「6か月前ルール」では、6か月经過前に設備撤去が完了しても、6か月分の利用料相当額を負担しなければならず、費用負担上公平ではない。また、このために、接続事業者にとって設備撤去を早く実施しようとするインセンティブが発生しないため、コロケーションスペースの有効活用上も好ましいとは言えない。
- これに鑑み、設備撤去を早く実施した接続事業者には、その分、負担を軽減する仕組みを検討することが適当である。
- このため、NTT東日本・西日本においては、6か月分の利用料相当額のコストの詳細を明らかにし、接続事業者の公平負担の観点から、コスト範囲の妥当性を検証し、コスト負担の在り方について検討することが適当である。
- また、現行の「6か月前ルール」は、事業者間の取決めを根拠にしているが、透明性確保の観点から、これを見直したルールを接続約款に規定することが適当である。

### ⑤ 機器故障等に伴う機器交換の手続

#### 現状

- 既に設置されている機器が故障等した場合、再度同一機器を設置する場合は、相互接続点調査の申込みや自前工事の申込みは不要となっている。
- 他方で、既に設置されている機器と異なる機器を新たに設置する場合は、装置仕様の変更に伴い、新たな機器が必要とするリソース(スペース・電力)量の提供や設置機器の安全性の確認の観点から、再度相互接続点調査の申込みや自前工事の申込みをする必要があるとされている。



#### 主な意見

- 日本インターネットプロバイダー協会からは、「電力量が現在より小さくなっている場合などはNTT局舎設備に与える影響がないことから、即時交換ができるように手続きの柔軟化をしていただきたい」との意見が表明された。

### 主な意見(つづき)

○ NTT東日本・西日本からは、主に次のような意見が示された。

1) 機器故障による取替え時において、入替前の機器と異なる機器を新たに設置する場合は、新たに設置する機器の必要リソース(必要となる電力量が現在より小さいか)等を確認し、リソースが不要となった場合には空きとして管理を行うといった観点から、相互接続点調査を行うこととしている。

2) 一部の事業者より「必要となる電力量が現在より小さくなっている場合などはNTT局舎設備に与える影響がないことから、即時交換ができるように手続きの柔軟化をしてほしい」旨の要望をいただいたことを踏まえ、機器故障等に伴う機器交換の手続の迅速化について検討していく。



### 考え方

○ ルータのように陳腐化の早い設備は、短期間で機器の開発が行われており、サービス提供に当たり、最新の機器への交換を迅速に行うニーズがあることは理解できる。

○ このようなルータの更改により、コロケーションのリソースの利用も効率化される場合も想定できる。

○ そのため、総務省からNTT東日本・西日本に対し、新たに設置する機器のリソース(スペース・電力)が既存の機器よりも小さい場合などにおいて、相互接続点調査の申込みや自前工事の申込みの手続を不要又は簡略化すること等について検討を依頼することとするのが適当である。

## 第4章 今後の検討スケジュール

# 「接続料の算定に関する研究会」検討スケジュール

- 本年3月27日の第1回会合以降、これまで計6回の会合を開催。
- 「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(案)に対する意見募集(7/1～7/31)等を経て、9月上旬に第一次報告書をとりとめる予定。
- その後、総務省において省令・告示・ガイドラインの改正等を行うと共に、本研究会において、本報告書の提言を踏まえたNTT東日本・西日本の取組状況等についてフォローアップを実施予定。

2016年12月～  
2017年2月

3月～6月

7月

9月

10月～

